

技術提案書作成にあたっての注意点（コンサルタント業務）

2023. 04. 13

04. 24

12. 08

（下記の点が不備の場合、評価の対象とはなりませんのでご注意ください）

- 提出書類は原則として白黒でお願いします。
提出いただいた技術提案書は白黒でコピーし審査資料とするため、カラー（特に黄色）の場合「空白」となる場合があります、「未記入」として処理されることがあります。
- 技術提案書に係る添付書類を「省略」とした場合、申請書類の確認は行わず過去（当初入札案件）に提出のあった書類により評価を実施することとなります。
- 添付書類を省略として申請された場合、過去（当初入札案件）に提出した申請書類に添付漏れや誤記等の不備があった場合、その不備のあった書類により評価を実施することとなり、加点の対象とはなりません。申請時に「省略」を選択する際は、過去（当初入札案件）に提出した書類を十分確認するなど、慎重かつ丁寧な対応をお願いします。
また、省略することとし記載した当初入札件名等が誤っている場合も、審査（加点）対象とはなりませんのでご注意ください。
- 各様式で「有・無」の選択式の場合、「無」が選択されているときは、添付書類の有無（添付書類の確認はしません）に関わらず評価の対象とはなりません。
- 賃上げ表明について、「事業年度」か「暦年」を明確に記載するとともに、期間を確認するため括弧書きで期間を記載してください。
また、「従業員代表」「給与又は経理担当者」は押印が必要です。
なお、中小企業の場合は「法人税申告書別表1」（別紙参照）を添付してください。
1月1日～12月31日の場合、「事業年度」か「暦年」により表明する年度が違います
例 令和5年6月契約の場合
 暦年での表明 ：令和5年1月1日～令和5年12月31日まで
 事業年度での表明：令和6年1月1日～令和6年12月31日まで
- 添付書類の評価対象期間の基準日は「入札公告の日」ですが、「賃上げ表明」の基準日は「契約日」ですので注意して下さい。
- 継続教育（CPD）の取り組みを証明する書類については、発行機関の名称が記載されているものがが必要です。発行機関名の確認できないものは加点対象とはなりません。

中小企業の確認資料 ※中小企業の場合は下記の様式を添付してください

中小企業等については、**表明書とあわせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」(左表参照)の提出を必要とし、中小企業等の該当を確認する。**

注:「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。

以下のいずれかに該当していれば中小企業等になる

- ①に○があり、かつ③に○がないこと
- ②に○があること

令和 年 月 日 令和 年 月 日		申告書 申告書 申告書		① ② ③	
法人区分 事業種目 期末現在の資本金の額又は借資金の額 同非区分		法人区分 事業種目 期末現在の資本金の額又は借資金の額 同非区分		① ② ③	

(参考)法人税申告書別表1